

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第14期第2四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社アーバネットコーポレーション

【英訳名】 URBANET CORPORATION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 服部 信治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区二番町5番地6

【電話番号】 03-3512-5111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 管理本部
経理部 シニアマネージャー 高野 眞二

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区二番町5番地6

【電話番号】 03-3512-5005

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 管理本部
経理部 シニアマネージャー 高野 眞二

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第13期 第2四半期 累計期間	第14期 第2四半期 累計期間	第13期 第2四半期 会計期間	第14期 第2四半期 会計期間	第13期
会計期間	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 7月1日 至 平成22年 6月30日
売上高 (千円)	7,540,037	1,115,330	4,622,131	804,446	10,592,863
経常利益又は経常損失 (千円)	43,472	304,149	86,036	123,530	98,886
四半期(当期)純利益又は四半期純損失(千円)	44,656	308,567	85,634	123,768	97,573
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	-	-	705,083	705,083	705,083
発行済株式総数 (株)	-	-	44,286	44,286	44,286
純資産額 (千円)	-	-	911,420	596,411	966,359
総資産額 (千円)	-	-	4,268,436	4,545,337	3,816,983
1株当たり純資産額 (円)	-	-	21,447.08	13,925.25	22,693.52
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額 (円)	1,228.60	7,268.27	2,213.03	2,915.35	2,478.00
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1,218.55	-	2,195.02	-	2,442.62
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	1,500
自己資本比率 (%)	-	-	21.3	13.0	25.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,906,090	1,654,114	-	-	3,635,721
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	9,329	59,627	-	-	28,812
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,938,738	1,082,260	-	-	3,279,436
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	-	-	964,696	760,290	1,391,771
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	-	-	35〔1〕	25〔2〕	26〔1〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

3 第14期第2四半期累計期間及び会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	25〔2〕
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第2四半期会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、不動産開発事業を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当社は、「第5 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、投資用・分譲用マンションの開発・仕入及び販売を主体とする不動産事業の単一セグメントであるため、当第2四半期会計期間における販売実績を事業内容別に示すと、次のとおりであります。

事業内容	内 訳	前第2四半期会計期間 自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日		当第2四半期会計期間 自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	
		販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
不動産開発販売	マンション・戸建住宅の開発販売及び事業用地の仕入販売	4,043,057	87.5	500,000	62.2
不動産仕入販売	新築残戸物件等（他社開発物件）の仕入販売	561,133	12.1	288,711	35.9
その他	不動産賃貸等	17,941	0.4	15,735	1.9
合計		4,622,131	100.0	804,446	100.0

(注) 1 金額は販売価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 不動産開発販売事業における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第2四半期会計期間 自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日		当第2四半期会計期間 自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
日神住宅サポート(株)	-	-	500,000	62.2
東京センチュリーリース(株)	2,160,600	46.7	-	-
(株)明和住販	582,329	12.6	-	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 日神住宅サポート(株)への販売高は事業用地の仕入販売によるものであります。

- 4 不動産仕入販売事業における主な物件別の販売実績及び当該実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、新築残戸物件は、個人客への販売となりますので、物件名と販売戸数で表示しています。

相手先	前第2四半期会計期間 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日		当第2四半期会計期間 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
クリオ柏(4戸)	-	-	82,979	10.3
グランアジュール都筑ふれあいの丘(11戸)	496,641	10.7	-	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項につきましては、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

- (1) 当第2四半期会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。
- (2) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社はリスタート計画に基づき着工を一時凍結した結果、前事業年度には再着工しているものの、建設工事の竣工時期や販売時期が融資を受けた当初時点の計画から変更されているため、資金融資元である金融機関に当初約定期限での返済履行が困難なプロジェクト借入金が依然として存在しております。したがって、当第2四半期会計期間末においても、前事業年度末と同様に将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が発生していると認識しております。

当社はこのような状況に対応するため、金融機関と適時に情報交換を行うとともに必要に応じて事前に個別協議を行っており、開発・販売期間等を考慮した返済期限延長の方向で、基本的な認識を得ております。

上記のとおり、当社は重要な疑義を生じさせるような事象または状況に対して必要と思われる対応を行っており、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような不確実性はないものと判断しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項につきましては、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当第2四半期におけるわが国経済は、中国を中心とした新興国の大幅な経済成長局面、景気後退の発端であった米国経済の回復、ドイツを中心として回復基調となってきたEU諸国に対し、世界経済がリーマンショック後の景気後退局面から立ち直りの様相を見せている中、円高株安傾向が長期化し、実質GDP成長率の低迷、雇用情勢の悪化等出遅れた状況を呈し、依然として厳しい状況にあります。

当社の事業領域であります不動産業界におきましては、住宅ローン減税・相続税減税や住宅エコポイン

トの延長や低金利等の要因により、戸建て並びにマンション等の新規着工件数は増加傾向にあります。リーマンショック後の金融機関の当業界に対する厳格な融資姿勢は堅持されており、個別選別の見直しの機運は一部にあるものの、依然として厳しい状況が続いております。

このような事業環境にありまして、当社は第12期(平成20年7月～平成21年6月)に立案したリスタート計画を着々と推進し、第13期(平成21年7月～平成22年6月)末までに第12期着工済開発物件を完売し、黒字転換を達成いたしました。また、同下期には、第12期に着工凍結しました投資用ワンルーム用地2物件を計画変更し、分譲用コンパクトマンション『アジュールコフレ三軒茶屋』・『アジュールコフレ渋谷神泉』として再着工し、第14期(平成22年7月～平成23年6月)下期の売上計上に向けて現在順調に分譲が進行しております。また、リスタート計画の最終目的である新規開発融資につきましても、第13期下期より「りそな銀行」「東日本銀行」の2行、第14期上期に「ダイヤモンドアセットファイナンス」「八千代銀行」「オリックス信託銀行」そしてメガバンクである「みずほ銀行」の1社3行より新規開発融資をいただくことができました。これらの新規開発融資物件のうち、竣工間近である『アジュールコート白金高輪』『グランアジュール大倉山』の2物件は既に販売契約を完了しております。また、第15期(平成23年7月～平成24年6月)以降の計上予定物件として「代々木PJ」「両国PJ」「馬込PJ」「方南町PJ」の投資用ワンルームマンション4物件の開発用地を購入し、全て販売先を確定させて、現在「両国PJ」は着工済みであり、他の3物件は着工に向けて準備を進めております。

このように、当社リスタート計画は順調に推移しておりますが、前期(第13期)に在庫販売に注力したこともあり、新規着工までに1年以上の空白期間が発生したため、当期(第14期)は第2四半期まで自社開発物件の売上計上はございません。このため、当社は短期的な収益実現を目的として、戸別中古マンションを含む買取再販物件並びに共同事業と位置づけた開発プロジェクト用地の地位譲渡等に注力し、買取再販事業における物件(10戸)と共同事業となる菊川PJの地位譲渡が主な売上計上となりました。なお、菊川PJからは今後設計監理業務委託料等の収益を収受する予定であります。一方、当下期計上予定の分譲コンパクトマンション2物件については、販売リスクを軽減するため、販売センター及びモデルルーム設営等の広告宣伝活動を当初予定より早期に実施して参りました結果、当初予算に比べて当第2四半期までに広告宣伝関連費用が前倒しで計上されることとなりました。

この結果、当第2四半期会計期間における当社の業績は、売上高は804百万円(前年同四半期比82.6%減)、営業損失100百万円(前年同四半期は営業利益115百万円)、経常損失123百万円(前年同四半期は経常利益86百万円)、四半期純損失123百万円(前年同四半期は四半期純利益85百万円)となりました。

各事業内容別の業績は以下のとおりであります。なお、当社は、「第5 経理の状況 1 四半期財務諸表注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおり、投資用・分譲用マンションの開発・仕入及び販売を主体とする不動産事業の単一セグメントであるため、不動産事業内容別に記載しております。

(不動産開発販売)

共同事業となる菊川PJは、土地の取得並びに建築プランと販売先を確定させた事業の地位譲渡により、売上高500百万円(前年同四半期比87.6%減)となりました。

(不動産仕入販売)

新築残戸ファミリーマンションの買取再販による1物件(4戸)及び中古ファミリーマンションの買取再販による6物件(6戸)のエンドユーザー向け販売により、売上高288百万円(前年同四半期比48.5%減)となりました。

(その他)

不動産賃貸業等により、売上高15百万円(前年同四半期比12.3%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末の総資産残高は、前期末に比べ728百万円増加し、4,545百万円となりました。これは主として現金及び預金が571百万円減少した一方で、新規開発用土地等の購入に伴い仕掛販売用不動産が1,299百万円増加したことによるものであります。

負債は、前期末に比べ1,098百万円増加し、3,948百万円となりました。これは主として短期借入金が324百万円、1年内返済予定の長期借入金248百万円及び長期借入金が572百万円増加した一方で、未払消費税等が130百万円減少したことによるものであります。

純資産は、前期末に比べ369百万円減少し、596百万円となりました。これは主として四半期純損失を308百万円計上したことと利益剰余金の配当63百万円の計上に伴い株主資本が減少したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前期末に比べ631百万円減少し、760百万円となりました。

当第2四半期会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間における営業活動により支出した資金は、604百万円(前年同四半期は2,319百万円の獲得)となりました。これは主に、たな卸資産が不動産開発物件等の新規取得により増加したことや税引前四半期純損失を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間における投資活動により支出した資金は、3百万円(前年同四半期は4百万円の支出)となりました。これは主に、定期預金の預入による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間における財務活動により獲得した資金は、627百万円(前年同四半期は1,886百万円の支出)となりました。これは主に、不動産開発事業に関する新規借入金の増加によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期会計期間において、該当事項はありません。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象を解消し、または改善するための対応策

当社は、「会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況」の改善のため、金融機関と適時に情報交換を行うとともに必要に応じて事前に個別協議を行っており、開発・販売期間等を考慮した返済期限延長の方向で、基本的な認識を得ております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

第1四半期会計期間末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。
また、当第2四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000
計	160,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,286	44,286	大阪証券取引所 JASDAQ Q (スタンダード)	単元株制度を採用していない ため、単元株式数はありません。
計	44,286	44,286		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成17年10月28日臨時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21,217
新株予約権の行使期間	自平成19年10月29日 至平成27年10月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21,217 資本組入額 10,609
新株予約権の行使の条件	(1)権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由の存する場合は地位喪失後6ヶ月以内(ただし行使期間内に限る)または権利行使期間開始日より6ヶ月以内のいずれかの期間内に限り権利行使をなしうるものとする。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 (3)その他の行使の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、退職によって権利を喪失したことにより消却した数を控除しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、株式分割や株式併合を行う場合、適宜調整するものといたします。

3 新株予約権の行使時の払込金額は、発行日以降、株式の分割または併合を行うときは、次の算式により調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価格で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により払込金額を調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 平成18年11月1日をもって、1株を3株に分割しております。

5 平成21年7月1日をもって、1株を2株に分割しております。

平成18年4月28日臨時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	90
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	540
新株予約権の行使時の払込金額(円)	66,667
新株予約権の行使期間	自平成20年4月29日 至平成28年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 66,667 資本組入額 33,334
新株予約権の行使の条件	(1)権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由の存する場合は地位喪失後6ヶ月以内(ただし行使期間内に限る)または権利行使期間開始日より6ヶ月以内のいずれかの期間内に限り権利行使をなすものとする。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 (3)その他の行使の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、退職によって権利を喪失したことにより消却した数を控除しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、株式分割や株式併合を行う場合、適宜調整するものといたします。

3 新株予約権の行使時の払込金額は、発行日以降、株式の分割または併合を行うときは、次の算式により調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価格で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により払込金額を調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 平成18年11月1日をもって、1株を3株に分割しております。

5 平成21年7月1日をもって、1株を2株に分割しております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年9月27日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	151
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	302
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,689
新株予約権の行使期間	自平成22年8月8日 至平成25年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,689 資本組入額 16,845
新株予約権の行使の条件	(1)権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由の存する場合は地位喪失後6ヶ月以内(ただし行使期間内に限る)または権利行使期間開始日より6ヶ月以内のいずれかの期間内に限り権利行使をなしうるものとする。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 (3)その他の行使の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、退職によって権利を喪失したことにより消却した数を控除しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、株式分割や株式併合を行う場合、適宜調整するものいたします。

3 新株予約権の行使時の払込金額は、発行日以降、株式の分割または併合を行うときは、次の算式により調整するものいたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものいたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価格で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により払込金額を調整するものいたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものいたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 平成21年7月1日をもって、1株を2株に分割しております。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収合併、新設合併、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することいたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものいたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものいたします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案の上、1株当たり行使価額を調整して得られる再編成後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (9) その他の条件については、再編成対象会社の条件に準じて決定する。

平成21年9月25日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,180
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,180
新株予約権の行使時の払込金額(円)	26,000
新株予約権の行使期間	自平成24年3月12日 至平成25年3月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 26,000 資本組入額 13,000
新株予約権の行使の条件	(1)権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 (3)その他の行使の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、退職によって権利を喪失したことにより消却した数を控除しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、株式分割や株式併合を行う場合、適宜調整するものといたします。

3 新株予約権の行使時の払込金額は、発行日以降、株式の分割または併合を行うときは、次の算式により調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価格で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により払込金額を調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案の上、1株当たり行使価額を調整して得られる再編成後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- 組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (9) その他の条件については、再編成対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年12月31日	-	44,286	-	705,083	-	105,295

(注) 発行済株式総数、資本金、資本準備金の増減はありません。

(6) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
服部 信治	東京都練馬区	15,030	33.93
プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	Trafalgar Court, Les Banques, St. Peter Port, Guernsey, Channel Islands, U.K. (東京都中央区日本橋3-11-1)	4,426	9.99
服部 弘信	東京都練馬区	2,080	4.69
服部 真由美	東京都練馬区	2,080	4.69
服部 由紀	東京都練馬区	2,080	4.69
Permal Prospect Japan Limited. (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	Craigmuir Chambers, P.O.Box 71, Road Town, Tortola, British Virgin Islands (東京都品川区東品川2-3-14)	1,745	3.94
高木 健治	東京都江東区	850	1.91
株式会社明和住販	東京都世田谷区若林1-23-5	700	1.58
株式会社合田工務店	香川県高松市天神前9-5	500	1.12
ホクシン工業株式会社	東京都世田谷区砧4-5-20	466	1.05
計		29,957	67.59

(注) 1 上記のほか、当社が保有している自己株式が1,832株(4.13%)あります。

2 上記の当社株主Permal Prospect Japan Limited.(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)は、三菱UFJ信託銀行株式会社から提出された株主名簿上では、バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウন্ツ ジェービー アールイーシー アイティーアイシー(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)と記載されておりますが、Permal Prospect Japan Limited. の運用会社であるProspect Asset Management, Inc.に状況の照会をいたしました結果、当該株主が実質所有者であることを認識しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,832		
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,454	42,454	
単元未満株式			
発行済株式総数	44,286		
総株主の議決権		42,454	

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アーバネット コーポレーション	東京都千代田区二番町 5番地6	1,832		1,832	4.13
計		1,832		1,832	4.13

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	28,000	27,500	25,400	23,200	23,500	28,800
最低(円)	24,520	24,000	22,100	21,500	21,510	22,900

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第2四半期累計期間(平成21年7月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第2四半期累計期間(平成22年7月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第2四半期累計期間(平成21年7月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第2四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第2四半期累計期間(平成22年7月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社はありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	820,290	1,391,771
販売用不動産	² 106,230	² 126,043
仕掛販売用不動産	² 3,140,125	² 1,840,157
仕掛品	825	-
貯蔵品	14,683	9,266
その他	85,557	62,577
流動資産合計	4,167,712	3,429,816
固定資産		
有形固定資産	^{1, 2} 215,952	^{1, 2} 220,550
無形固定資産	20,414	24,437
投資その他の資産	² 141,257	142,179
固定資産合計	377,625	387,167
資産合計	4,545,337	3,816,983
負債の部		
流動負債		
買掛金	143,451	139,253
短期借入金	² 360,558	² 36,000
1年内返済予定の長期借入金	² 2,279,228	² 2,030,660
未払法人税等	1,828	2,788
その他	264,271	314,812
流動負債合計	3,049,338	2,523,514
固定負債		
長期借入金	² 894,607	² 322,005
その他	4,980	5,105
固定負債合計	899,587	327,110
負債合計	3,948,925	2,850,624
純資産の部		
株主資本		
資本金	705,083	705,083
資本剰余金	199,204	199,204
利益剰余金	273,299	98,949
自己株式	39,806	39,806
株主資本合計	591,182	963,430
新株予約権	5,229	2,928
純資産合計	596,411	966,359
負債純資産合計	4,545,337	3,816,983

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
売上高	7,540,037	1,115,330
売上原価	7,050,478	959,176
売上総利益	489,558	156,154
販売費及び一般管理費	380,789	405,765
営業利益又は営業損失()	108,768	249,611
営業外収益		
受取利息	131	75
保険解約返戻金	4,008	-
投資事業組合運用益	2,077	3,206
その他	740	558
営業外収益合計	6,958	3,840
営業外費用		
支払利息	55,752	42,326
支払手数料	-	16,051
株式交付費	9,240	-
その他	7,262	-
営業外費用合計	72,254	58,377
経常利益又は経常損失()	43,472	304,149
特別利益		
固定資産売却益	573	-
特別利益合計	573	-
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	3,943
特別損失合計	-	3,943
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	44,045	308,092
法人税、住民税及び事業税	475	475
法人税等調整額	1,086	-
法人税等合計	611	475
四半期純利益又は四半期純損失()	44,656	308,567

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	4,622,131	804,446
売上原価	4,315,496	698,606
売上総利益	306,635	105,839
販売費及び一般管理費	191,597	206,372
営業利益又は営業損失()	115,038	100,532
営業外収益		
受取利息	3	-
保険解約返戻金	4,008	-
投資事業組合運用益	2,077	3,206
その他	536	361
営業外収益合計	6,625	3,567
営業外費用		
支払利息	23,606	24,433
株式交付費	9,240	-
その他	2,779	2,131
営業外費用合計	35,626	26,565
経常利益又は経常損失()	86,036	123,530
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	86,036	123,530
法人税、住民税及び事業税	402	237
法人税等合計	402	237
四半期純利益又は四半期純損失()	85,634	123,768

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	44,045	308,092
減価償却費	11,015	8,552
貸倒引当金の増減額 (は減少)	390	-
株式交付費	9,240	-
投資事業組合運用損益 (は益)	2,077	3,206
固定資産売却損益 (は益)	573	-
受取利息及び受取配当金	131	75
支払利息	55,752	42,326
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	3,943
たな卸資産の増減額 (は増加)	4,381,519	1,286,396
未払消費税等の増減額 (は減少)	-	130,673
仕入債務の増減額 (は減少)	1,649,663	4,198
その他	92,065	58,904
小計	2,941,583	1,610,519
利息及び配当金の受取額	131	75
利息の支払額	48,896	43,312
法人税等の支払額又は還付額 (は支払)	13,272	357
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,906,090	1,654,114
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	10,000	60,000
有形固定資産の取得による支出	3,445	-
有形固定資産の売却による収入	1,315	63
敷金及び保証金の回収による収入	2,800	280
その他	-	30
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,329	59,627
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	94,700	324,558
長期借入れによる収入	180,000	898,000
長期借入金の返済による支出	3,354,230	76,830
株式の発行による収入	194,550	-
自己株式の取得による支出	20,010	-
配当金の支払額	33,749	63,468
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,938,738	1,082,260
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	41,976	631,480
現金及び現金同等物の期首残高	1,006,673	1,391,771
現金及び現金同等物の四半期末残高	964,696	760,290

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日至平成22年12月31日)	
会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ364千円、税引前四半期純損失は4,307千円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日至平成22年12月31日)	
(四半期損益計算書関係)	<p>前第2四半期累計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「支払手数料」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第2四半期累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第2四半期累計期間の営業外費用「その他」に含まれる「支払手数料」は4,482千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日至平成22年12月31日)	
固定資産の減価償却費の算定方法	<p>当第2四半期累計期間に係る固定資産の減価償却の算定において、定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年6月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 53,891千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 49,862千円
2 担保に供している資産は次のとおりであります。	2 担保に供している資産は次のとおりであります。
販売用不動産 86,944千円	販売用不動産 51,349千円
仕掛販売用不動産 2,846,460千円	仕掛販売用不動産 1,694,258千円
建物 56,706千円	建物 57,620千円
土地 13,571千円	土地 13,571千円
出資金 60,173千円	計 1,816,799千円
計 3,063,856千円	
担保付債務は次のとおりであります。	担保付債務は次のとおりであります。
短期借入金 360,558千円	短期借入金 36,000千円
1年内返済予定の	1年内返済予定の
長期借入金 2,248,996千円	長期借入金 2,003,996千円
長期借入金 822,611千円	長期借入金 313,109千円
計 3,432,165千円	計 2,353,105千円

(四半期損益計算書関係)

第2四半期累計期間

前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
広告宣伝費 69,476千円	広告宣伝費 120,338千円
販売促進費 20,242千円	給料手当 85,542千円
給料手当 102,730千円	役員報酬 25,335千円
役員報酬 25,350千円	賞与 25,414千円
賞与 16,334千円	

第2四半期会計期間

前第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
広告宣伝費 42,118千円	広告宣伝費 58,380千円
販売促進費 7,821千円	給料手当 42,423千円
給料手当 50,758千円	役員報酬 15,750千円
役員報酬 11,700千円	賞与 25,414千円
賞与 16,334千円	賞与引当金繰入額 13,767千円
賞与引当金繰入額 8,205千円	

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 996,696千円	現金及び預金 820,290千円
預入期間が3か月超の定期預金 32,000千円	預入期間が3か月超の定期預金 60,000千円
現金及び現金同等物 964,696千円	現金及び現金同等物 760,290千円

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第2四半期累計期間(自平成22年7月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	44,286

2 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	1,832

3 新株予約権の四半期会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権

目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期会計期間末残高 (千円)
-	-	5,229

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年8月12日 臨時取締役会	普通株式	63,681	1,500	平成22年6月30日	平成22年9月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前事業年度末と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自平成22年7月1日至平成22年12月31日)

当社は、投資用・分譲用マンションの開発・仕入及び販売を主体とする不動産事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期財務諸表への影響額に重要性はありませんので、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年6月30日)
13,925.25円	22,693.52円

2 1株当たり四半期純利益金額等

第2四半期累計期間

前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 1,228.60円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 1,218.55円	1株当たり四半期純損失金額() 7,268.27円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	44,656	308,567
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	44,656	308,567
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	36,347	42,454
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)	299	-
新株予約権		
普通株式増加数(株)	299	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権(平成18年4月28日臨時株主総会決議) 会社法に基づき発行した新株予約権(平成19年9月27日定時株主総会決議) これらの概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	-

第2四半期会計期間

前第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 2,213.03円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 2,195.02円	1株当たり四半期純損失金額() 2,915.35円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	85,634	123,768
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	85,634	123,768
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	38,695	42,454
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)	317	-
新株予約権		
普通株式増加数(株)	317	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権(平成18年4月28日臨時株主総会決議) 会社法に基づき発行した新株予約権(平成19年9月27日定時株主総会決議) これらの概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社アーバネットコーポレーション
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 牧野 隆一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅野 俊治
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーバネットコーポレーションの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第13期事業年度の第2四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成21年7月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーバネットコーポレーションの平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

株式会社アーバネットコーポレーション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野 隆一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 俊治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーバネットコーポレーションの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第14期事業年度の第2四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成22年7月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーバネットコーポレーションの平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。